

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員(監視員) 採用試験募集案内<随時募集>

◆鳥取県西部総合事務所米子県土整備局◆

〒683-0054 米子市糺町一丁目160 (鳥取県西部総合事務所 3号館3階)

電話(0859)31-9701 <https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou-kendo/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	随時募集しています。 ◎まずお電話をください。申請書類の提出方法、人物試験の日程等をご案内します。 ◎電話受付時間 平日の午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は、閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	人物試験を随時実施します。 ◎試験日程は御相談の上、調整します。
試験会場	鳥取県西部総合事務所(米子市糺町一丁目160)
試験結果発表日	採用試験から5開庁日後

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・勤務場所

募集職種	監視員
採用予定者数	1名程度
職務内容	ダムに係る監視業務を行う。 ア 賀祥ダムにおける監視モニターの定時点検 イ 監視モニターに異常があった場合の職員への連絡 ウ 緊急時の警戒業務
勤務場所	西部総合事務所米子県土整備局 賀祥ダム管理事務所 (西伯郡南部町下中谷386-9)

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・普通自動車の運転免許証を取得している人
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員になることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 求める人材

- ・夜勤、土日祝日に勤務のできる方
- ・ダム等のインフラの維持管理に関心のある方

5 試験内容

試験種目	配 点	内 容
書類選考	—	応募資格の確認
人物試験	90点	個別面接による人物についての口述試験（20分程度）

6 任用期間

合格通知日の翌月1日～令和9年3月31日（予定）

※合格通知日が月末間近の場合を除く。

7 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 勤務1回あたり 7,700 円（夜間勤務の場合 11,509 円） ※上記金額は現段階での予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で、基準日（6月1日、12月1日）に在籍する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2km以上の場合に支給します。 交通機関利用者は定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。また、駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、1月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給します。
福 利	健康保険（地方公務員共済制度）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務形態 勤務時間	○勤務日（回数） 1か月23回以内（2名による交代制） ○勤務時間 〔平日〕 午後5時15分から午前8時30分まで（夜勤） 〔土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）〕 午前8時30分から午後5時15分まで（日勤） 午後5時15分から午前8時30分まで（夜勤）
任用の 期 間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります（再度の任用4回まで）。

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

8 受験申込手続

提出書類等	(1) 電話連絡 まず以下の申込先へ電話で連絡してください。申込書の提出方法、人物試験の日程等を調整します。 (2) 申込書、職務経歴書 ①申込書に関する注意事項 ・指定の別紙を使用し、直近6月以内に撮影した顔写真を貼付してください。 ・氏名、生年月日、年齢、現住所（※1、現住所と異なる連絡先への通知を希望される場合は、連絡先欄も記入）、電話番号（※2）、免許・資格（※3）を必ず記入してください。 ※1 現住所又は連絡先は棟、号室まで正確に記載してください。 ※2 昼間に連絡の取れる番号（携帯番号など）を記載してください。 ※3 運転免許証の写し及び資格証明書の写しを添付してください。 ②職務経歴記載に関する注意事項 ・職歴等は書類選考の審査対象としますので、もれなく記載してください。 ・職歴が多く既定の欄を超える場合は、直近の職歴が末尾の欄に記載できるよう古い順に記載してください。 ③申込書裏面 ・志望動機、自己PRを記載してください。 (3) その他注意事項 ・申込書等の提出方法については、電話連絡をいただいた際に説明します。 ・申込書等の記載内容に虚偽があると判明したときは受験を無効とし、合格されてもその合格を取り消します。 ・提出書類は返却しませんのであらかじめご承知ください。
申込先	申込書等提出前に電話で連絡してください。申込書等の送付方法、人物試験日程等を調整します。 【連絡先】鳥取県西部総合事務所米子県土整備局 担当：倉本、甲斐 電話：0859-31-9740

9 採用予定者の決定方法及び採用予定者の発表

(1) 書類選考

申込書の記載内容を確認し、その結果、応募条件資格に該当しない場合は、申請書受理後3開庁日以内（土・日曜日、祝日等除く）に人物試験をおこなわない旨を電話等でお伝えします。

(2) 人物試験

人物試験の得点の高い順に採用予定者及び補欠合格者を決定し、全ての受験者に文書で可否を通知します。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取り消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格者の有効期限内に欠員が生じた場合に採用することがあります。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。

※補欠合格有効期限 試験結果発表日の翌月末

10 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
受験者本人	試験の可否、得点、順位	試験結果発表日から1月間	鳥取県西部総合事務所米子県土整備局建設総務課 (西部総合事務所3号館3階)

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へお越しください。その際、運転免許証等の写真により、受験者本人が確認できるものを持参してください。

11 採用方法等

- (1) 履歴書、人事管理に関する調査書（採用予定者に指定の用紙を別途送付します。）を指定する日までに持参、又は郵送等で申込先に提出してください。
- (2) 合格通知日の翌月 1 日から着任いただく予定です。ただし、合格通知日が月末間近の場合を除きます。

12 人物試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに試験会場へ直接お越しください。やむを得ず指定日に出席できない場合は、速やかに申込先へ連絡してください。
- (2) 試験会場は禁煙です。

13 個人情報の取り扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

○試験会場：鳥取県西部総合事務所（米子市糺町一丁目 160）

